長野市市税条例及び長野市都市計画税条例の一部改正について

財政部　市民税課・資産税課

個人住民税の定額減税

【 令和6年4月1日施行 】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

定額減税の概要

〇定額減税の対象者

合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である納税義務者

〇定額減税の額

区分	住民税	所得税	合計
本人	1万円	3万円	4万円
控除対象配偶者、扶養親族 ※1	1人につき1万円　※2	1人につき3万円	1人につき4万円

※1 国外居住者を除く

※2 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円を控除。

〇減税は、令和6年6月以降で徴収方法ごとに順次行う。詳細については次頁を参照。

〇定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

〇定額減税を十分に受けられない（減税前税額が少なく定額減税しきれない）と見込まれる者には調整給付を行うもの。

＜参考＞

・定額減税の対象者　※令和5年度課税から推計
約179,000人
（長野市の納税義務者数　約192,000人）

・定額減税の影響額
市民税減税額　約16.2億円
県民税減税額　約10.7億円

個人住民税の減税の実施方法

給与所得に係る特別徴収

○ 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

（注）合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者にあっては、通常どおりの徴収方法による。

普通徴収（事業所得者等）

○ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

○ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法（イメージ）

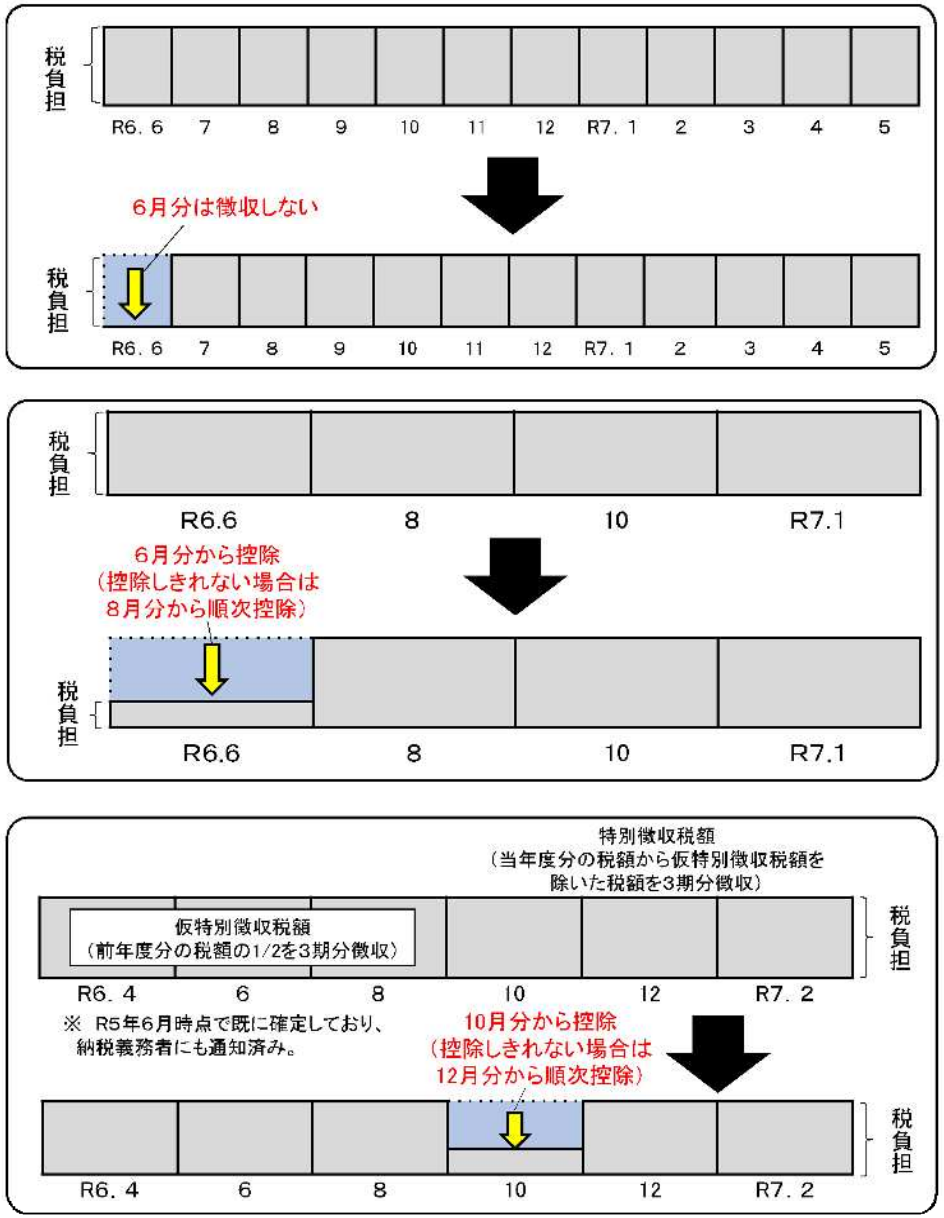

地方拠点強化税制の改正 【固定資産税】

【制度の概要】

地域再生法により、地域創生に係る施策の一環として、地方での安定した良質な雇用の創出を図り、地方への人の流れを生み出すため、特定業務施設整備計画に基づき、地方への本社機能移転や地方にある本社機能の拡充を行う事業者に対して、固定資産税の優遇措置を講ずるもの

〇移転型 ： 東京23区から本社機能を地方へ移転（課税免除：3年間）
〇拡充型 ： 東京23区以外から本社機能を移転、または既存事業者が本社機能を拡充（不均一課税 95/100減税：3年間）

【条例改正の内容】 ※地域再生法の改正に伴う改正
適用期限の2年間延長(令和8年3月31日まで)

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の改正 【固定資産税】

【特例の概要】

地方税法の改正に基づき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備される再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の要件を満たすものに対する固定資産税について、新たな区分に対応する減額割合が制定され、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に6／7を参酌して11／14以上13／14以下の範囲内（わがまち特例）で条例の定める割合を乗じた額とする。

※ わがまち特例 ： 国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み
※ 現行 ： 課税標準を2／3 を参酌して1／2以上5／6以下を乗じたもの

【対象となる設備】

出力が10,000kW 以上20,000kW 未満のバイオマス発電設備のうち一般木質・農作物残さで発電する設備

【条例改正の内容】

〇 わがまち特例の割合を次のとおり定める （公布の日）

長野市	6／7 とする（国の参酌割合を適用）

一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の改正　【固定資産税・都市計画税】

【特例の概要】

都市再生特別措置法の規定に基づき、市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域内の一体型滞在快適性等向上事業によって、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備される一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に1／2を参酌して1／3以上2／3以下の範囲内（わがまち特例）で条例の定める割合を乗じた額とする。

※ わがまち特例：国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み
※ 現行：課税標準を1／2

【対象となる固定資産】

① 土　　地：公共空間の拡大を図るために公共施設等の用に供した土地
② 償却資産：当該土地の上に設置した償却資産
③ 家　　屋：公共施設との一体性を高めまちの魅力向上に資するオープン化改修（ガラス張り等）後の家屋（不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る。）

【条例改正の内容】

○ わがまち特例の割合を次のとおり定める（公布の日）

長野市	1／2 とする（国の参酌割合を適用）